

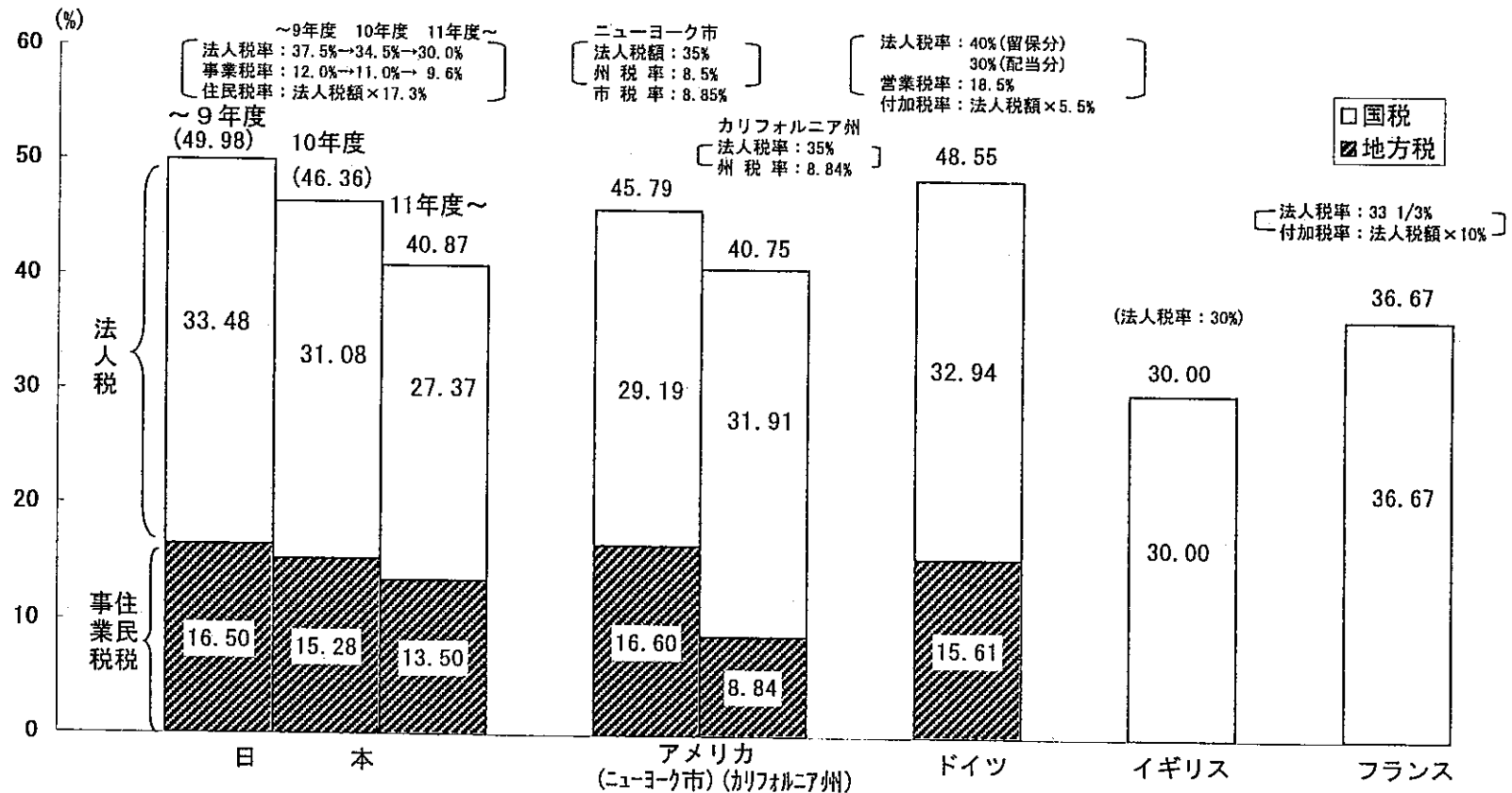
〔 平 12. 5 . 16 〕
〔 基 小 20 - 3 〕

地 方 法 人 課 稅 関 係 資 料

目 次

法人所得課税の実効税率の国際比較	1
法人住民税の概要	2
法人事業税の概要	4
法人事業税の税率の推移	5
外形標準課税の検討の経緯等について	6
政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」(H11.7.9)のあらまし	7
主要税目の税収の対前年度増減率の推移	8
法人事業税収の推移	9
利益法人及び欠損法人の状況	10
地方法人課税小委員会で示された4つの類型	11
①事業活動価値(仮称)	11
②給与総額	12
③物的基準と人的基準の組合せ	13
④資本等の金額	14
外形基準の対前年度増減率の推移	15
各基準に係る課税ベース(全国総額)の状況	16
平成12年度の税制改正に関する答申(抄)	17
連結納税制度に関する主要検討項目	18
平成12年度の税制改正に関する答申(抄)	19
地方法人課税における特定非営利活動法人(NPO法人)の課税の取扱い(比較)	20

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。また、留保分、配当分にかかる税率を一律25%にすること等の改正案が平成12年2月に閣議決定されている。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の10%）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。

法人住民税の概要

(1) 課税団体 都道府県及び市町村

(2) 納税義務者 都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人等

(3) 均等割(標準税率)

都道府県：資本等の金額に応じ 2万円～80万円(5段階)

市町村：資本等の金額及び従業者数に応じ 5万円～300万円(9段階)

(4) 法人税割 ・ 課税標準 原則として法人税法等の規定によって計算した法人税額

・ 標準税率 都道府県： 5% (制限税率 6%)
市町村： 12.3% (制限税率 14.7%)

・ 分割基準 2以上の都道府県又は市町村に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は市町村に納付

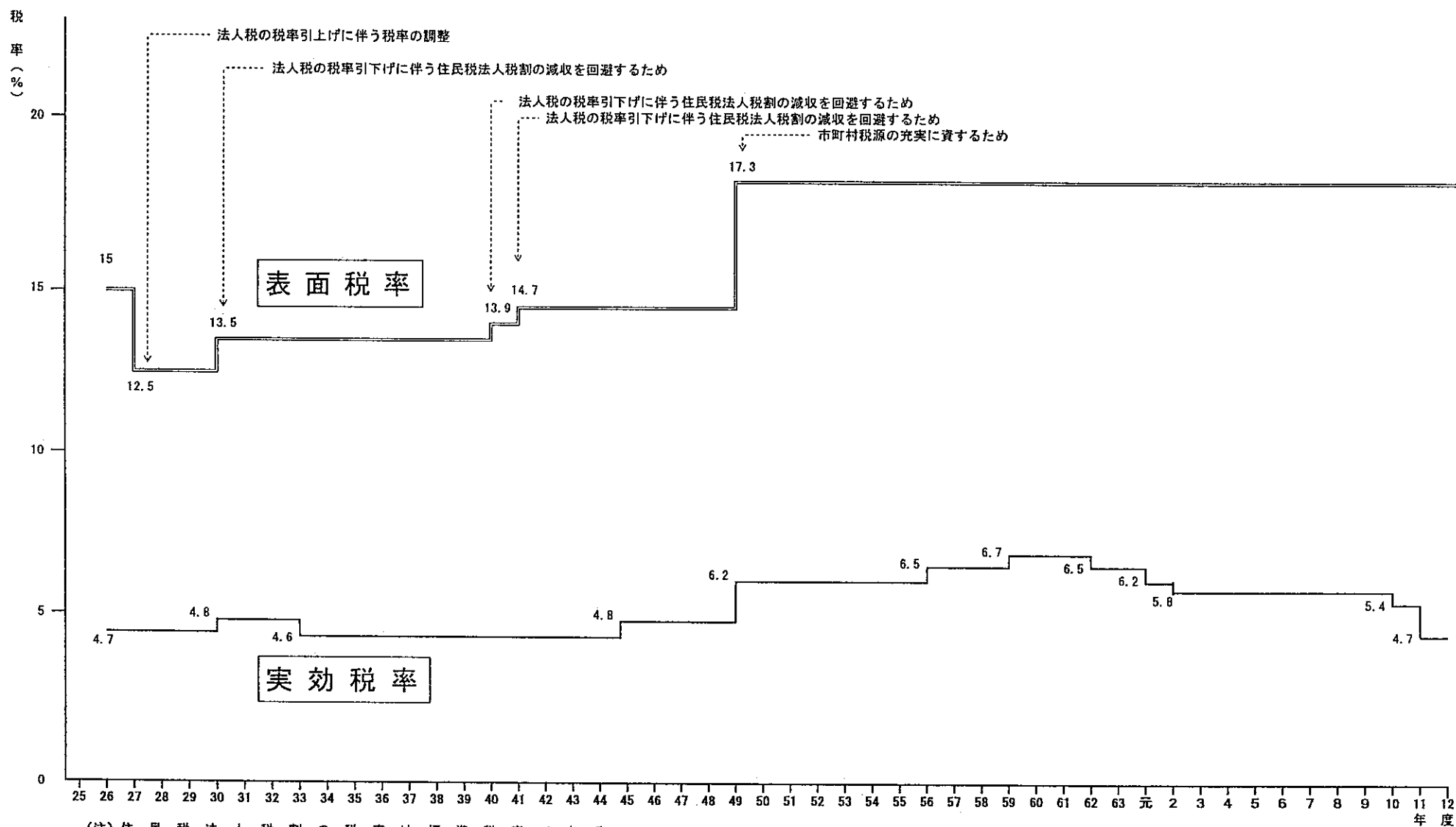
(5) 税収額

(単位：億円)

区 分	法人道府県民税(うち均等割)	法人市町村民税(うち均等割)	合 計(うち均等割)
平成10年度決算	8, 576 (1,268)	22, 915 (3,801)	31, 491 (5,069)

平成12年度地財計画額 6, 493 (1,296) 18, 025 (3,929) 24, 518 (5,225)

(参考) 法人住民税法人税割の税率の推移 (道府県分+市町村分)



法人事業税の概要

- (1) 課税団体 都道府県
- (2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人
- (3) 課税標準 各事業年度の所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあっては各事業年度の収入金額
- (4) 税率等（税率は標準税率；制限税率は標準税率の1.1倍）

課税標準	対象事業	法人区分	税率
所得及び 清算所得	法人の行う 事業で下記 以外のもの	普通法人	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円超800万円以下の金額 7.3% 年800万円超の金額及び清算所得 9.6%
		特別法人 (協同組合等)	所得のうち 年400万円以下の金額 5% 年400万円超の金額及び清算所得 6.6%
収入金額	電気供給業、ガス供給業、 生命保険業及び損害保険業		1.3%

(注) 3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち資本の金額等が、1,000万円以上であるものについては、軽減税率の適用がない。（普通法人9.6%、特別法人6.6%）

- (5) 分割基準 2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準を分割基準により分割して都道府県に納付
- (6) 税収額 42,114億円（平成10年度決算）

法 人 事 業 税 の 税 率 の 推 移

年 度 区 分	昭和 2 5	2 9	3 2	3 4	3 7	3 9	4 9	5 0	平成 1 0	1 1 (現行)
普通法人に 対する税率	1 2 % →								1 1 %	9 . 6 %
軽減税率		年 5 0 万 円以下 1 0 %	年 1 0 0 万 円以下 1 0 % 年 5 0 万 円以下 8 %	年 2 0 0 万 円以下 1 0 % 年 1 0 0 万 円以下 8 % 年 5 0 万 円以下 7 %	年 2 0 0 万 円以下 9 % 年 1 0 0 万 円以下 6 %	年 3 0 0 万 円以下 9 % 年 1 5 0 万 円以下 6 %	年 6 0 0 万 円以下 9 % 年 3 0 0 万 円以下 6 %	年 7 0 0 万 円以下 9 % 年 3 5 0 万 円以下 6 %	年 8 0 0 万 円以下 8 . 4 % 年 4 0 0 万 円以下 5 . 6 %	年 8 0 0 万 円以下 7 . 3 % 年 4 0 0 万 円以下 5 %
特別法人に 対する税率	8 % →								7 . 5 %	6 . 6 %
軽減税率				年 5 0 万 円以下 7 %	年 1 0 0 万 円以下 6 %	年 1 5 0 万 円以下 6 %	年 3 0 0 万 円以下 6 %	年 3 5 0 万 円以下 6 %	年 4 0 0 万 円以下 5 . 6 %	年 4 0 0 万 円以下 5 %

※ 電気供給業、ガス供給業、生命保険業、損害保険業については、課税標準が収入金額とされており、税率は1.3%（平成10年度以前は1.5%）である。

外形標準課税の検討の経緯等について

昭和24年9月 シャウプ使節団『日本税制報告書』（第一次シャウプ勧告）

昭和25年）
昭和26年） 道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に、実施されないまま廃止）

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の附加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による附加価値額の併用案）を答申

平成 8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告
「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」
「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型附加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考え。」
「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」

平成 9年 政府税制調査会答申
「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）
政府税制調査会答申（12月）
「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月9日）

政府税制調査会「地方法人課税小委員会報告」(H11.7.9)のあらまし

外形標準課税の意義

地方分権を支える安定
的な地方税源の確保

応益課税としての税の
性格の明確化

税負担の公平性の確保

経済構造改革の促進

※ 課税の仕組みについて、専門的・理論的に検討

望ましい外形基準のあり方

事業活動規模を適切に表すもの、
普遍性、中立性

簡素で納税事務負担が小さな仕組み

小委員会で検討した外形基準の4つの類型

① 事業活動によって生み出された価値 (事業活動価値(仮称))

- ・「利潤」+「給与総額」+「支払利子」+「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき(経過措置として所得基準による課税と併用)

② 給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適当
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

③ 物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準(事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費)と人的基準(給与総額)の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適当

④ 資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税(事務所等の数や従業者数を加味)
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適当

※・税率は、受益に応じた税負担という観点から、基本的に、比例税率が適当。
・これまでの税收規模が大きく変化することは前提とせずに課税の仕組みを検討。

改革に伴う諸課題

外形標準課税の導入に際しての課題

- ① 税負担変動について、税負担能力への配慮等から、所得基準による課税と併用
- ② 納税事務負担軽減等の観点からの簡素化の工夫
- ③ 外形基準に応じ既存地方税との所要の調整

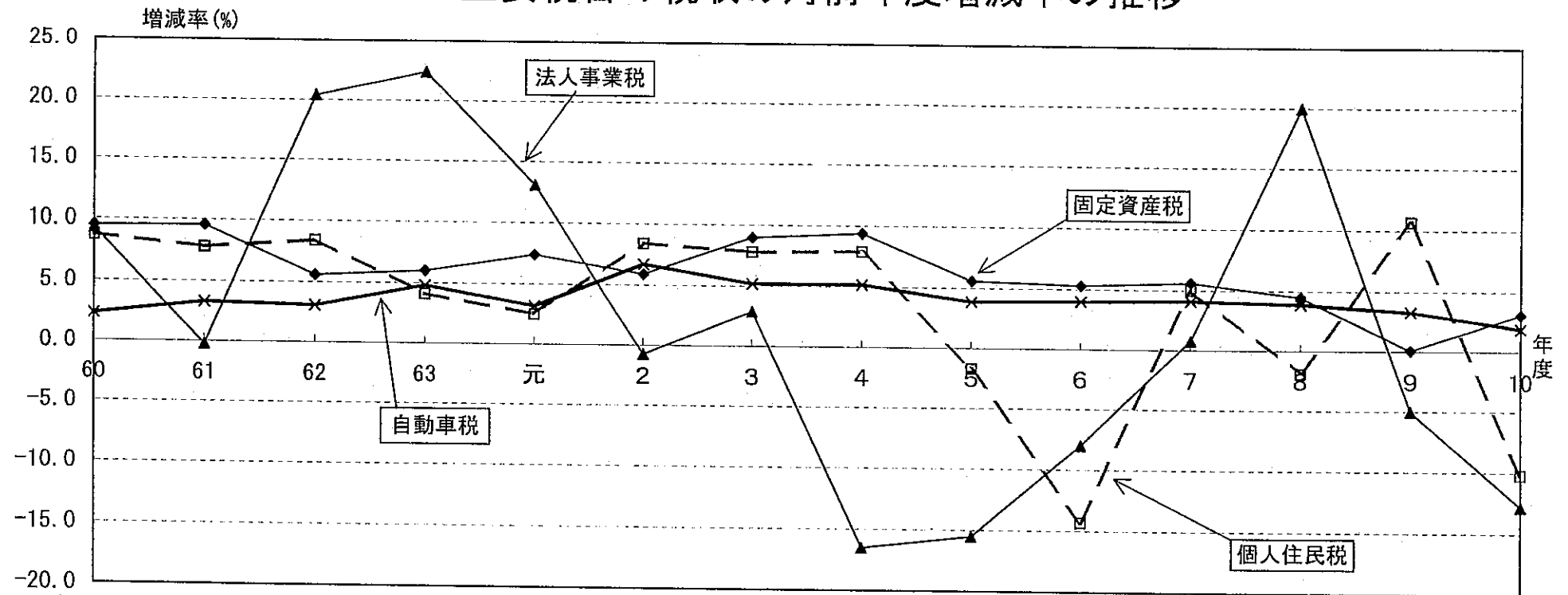
税負担等への配慮に関する課題

- ① 中小法人に対する一定の配慮が必要
- ② 雇用への影響についての留意が必要
- ③ 適切な経過措置が必要

(結び)

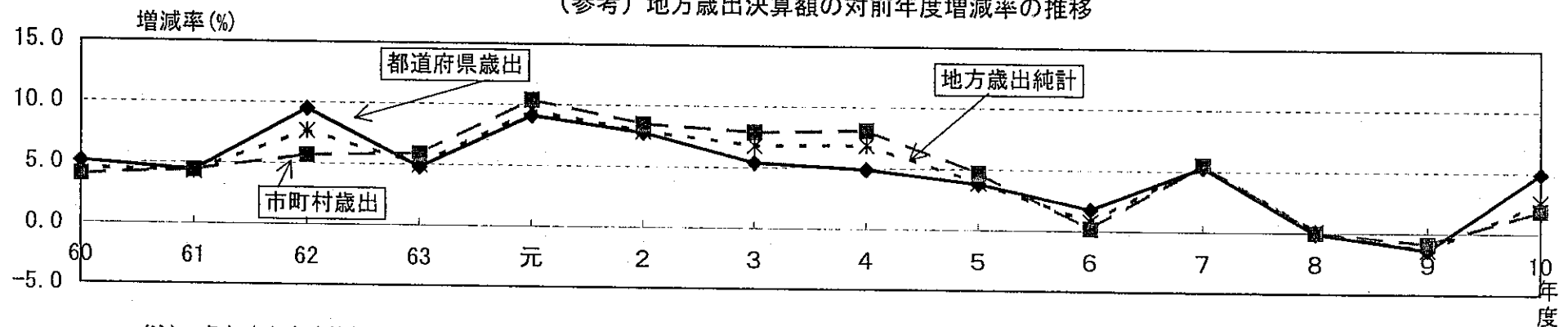
- ・できるだけ早期に外形標準課税の導入を図ることが望ましい。なお、その具体的な実施時期は、景気の状態等を踏まえて判断する必要。
- ・今後、各界各層で幅広く議論され、国民的な合意の形成が図られることを期待。

主要税目の税収の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

(参考) 地方歳出決算額の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

法人事業税収の推移

(単位：億円、%)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	左のピーク時に対する	
											増減額	増減率
東 京	15,806	14,734	14,811	11,707	9,722	8,495	8,445	10,724	9,868	9,297	-6,509	-41.2
大 阪	7,174	6,952	6,674	5,541	4,431	4,039	3,852	4,626	4,376	3,572	-3,602	-50.2
愛 知	5,010	5,538	5,232	4,411	3,577	3,206	3,279	4,019	4,395	3,384	-2,154	-38.9
神奈川	4,463	4,505	4,171	3,289	2,760	2,537	2,578	3,039	3,019	2,380	-2,125	-47.2
全国計	63,369	62,926	64,763	54,075	45,680	42,029	42,352	50,840	48,295	42,114	-22,649	-35.0

※網掛け部分は、その都府県のピーク時の税収を表す。

※各年度とも決算額による。

利益法人及び欠損法人の状況

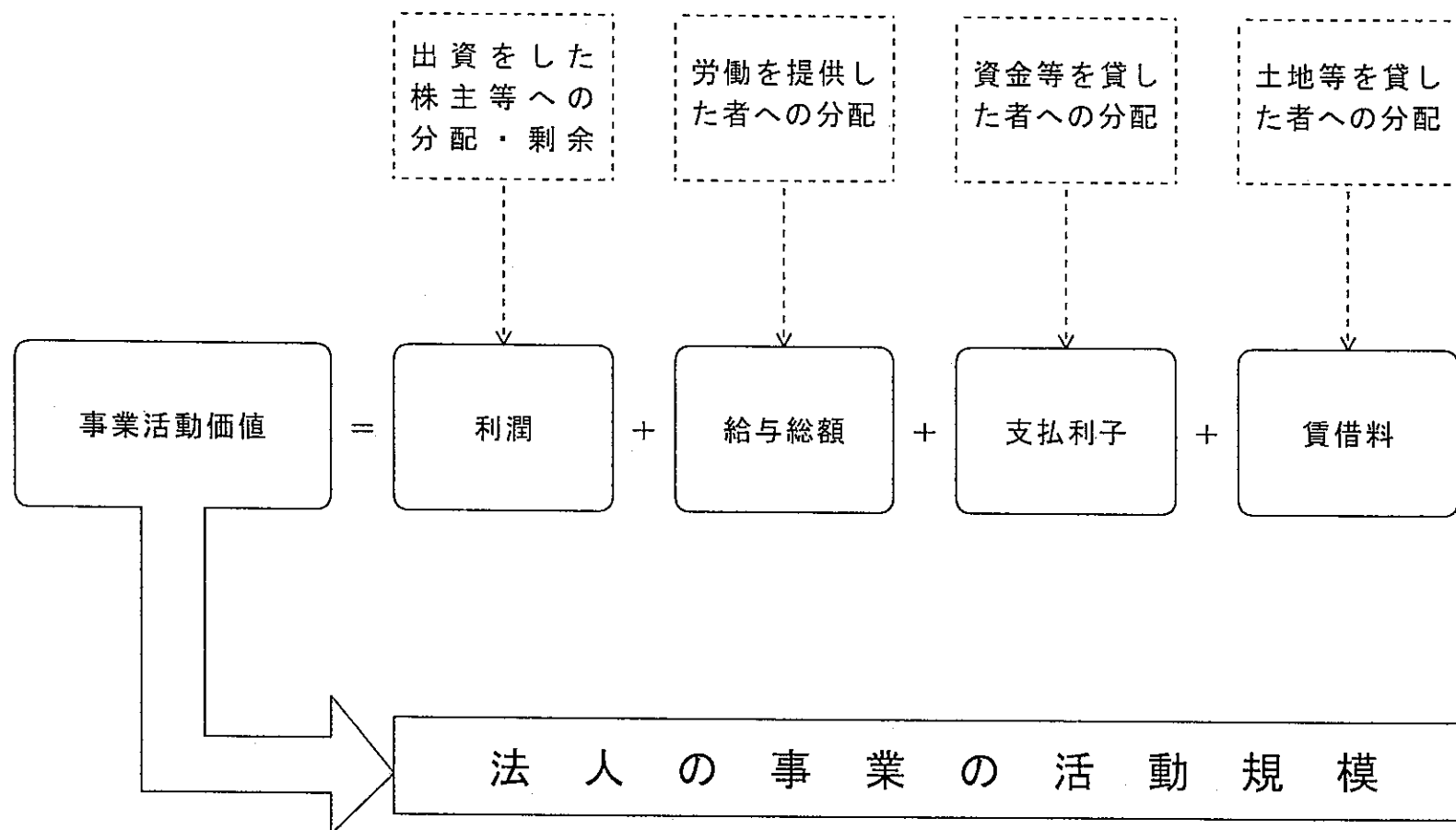
(平成10年度道府県税の課税状況等に関する調より)

	法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
	社	社	%	社	%
全 法 人	2,450,418	824,113	33.6	1,626,305	66.4
資 本 金 1 億 円 以 下	2,421,271	809,046	33.4	1,612,225	66.6
資 本 金 1 億 円 超	29,147	15,067	51.7	14,080	48.3

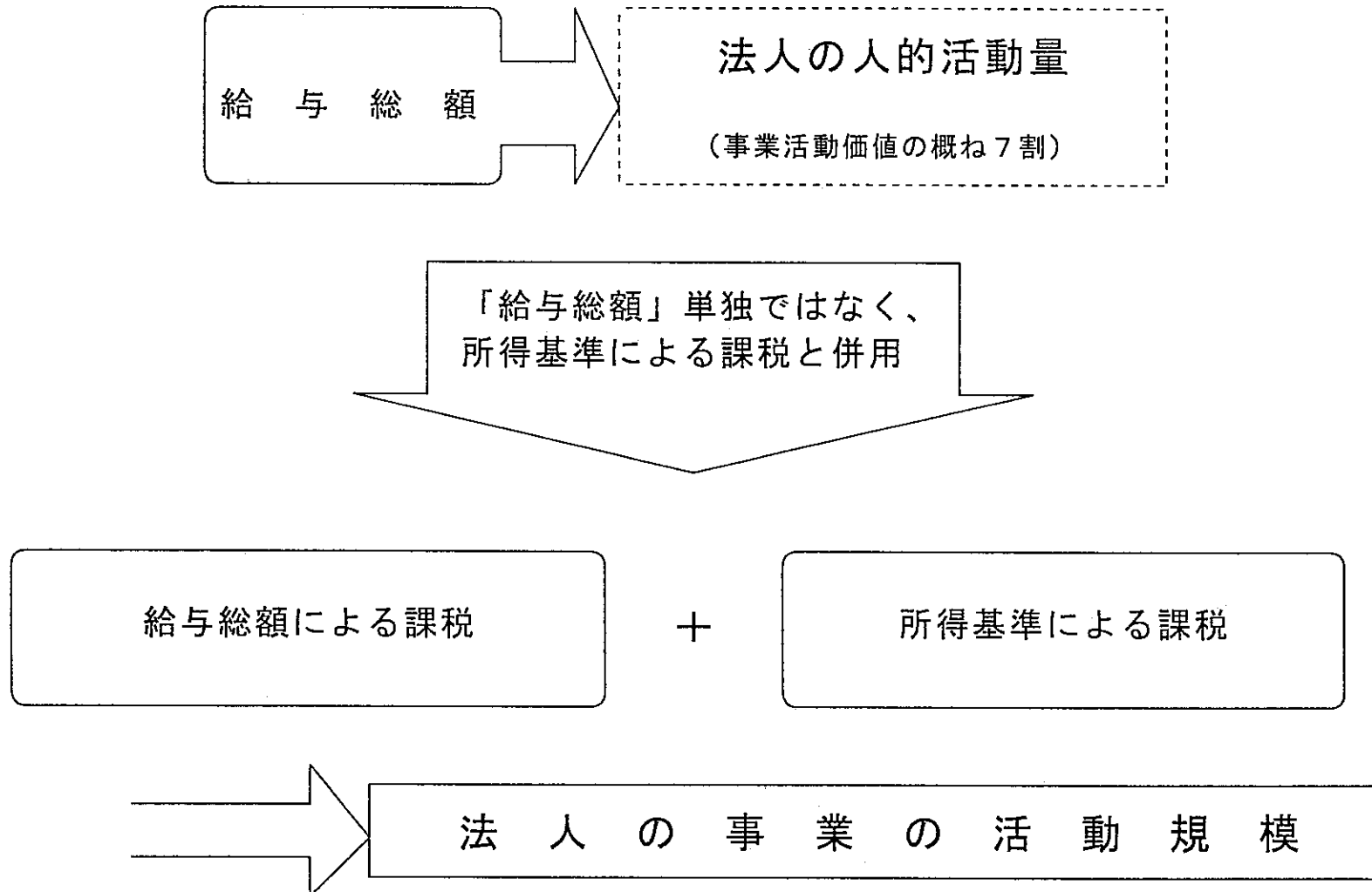
(注) 法人数は、平成10年2月1日から平成11年1月31日までの間に事業年度が終了する活動中の普通法人
(清算法人及び収入金額課税の適用を受けるものを除く。)である。

地方法人課税小委員会で示された4つの類型

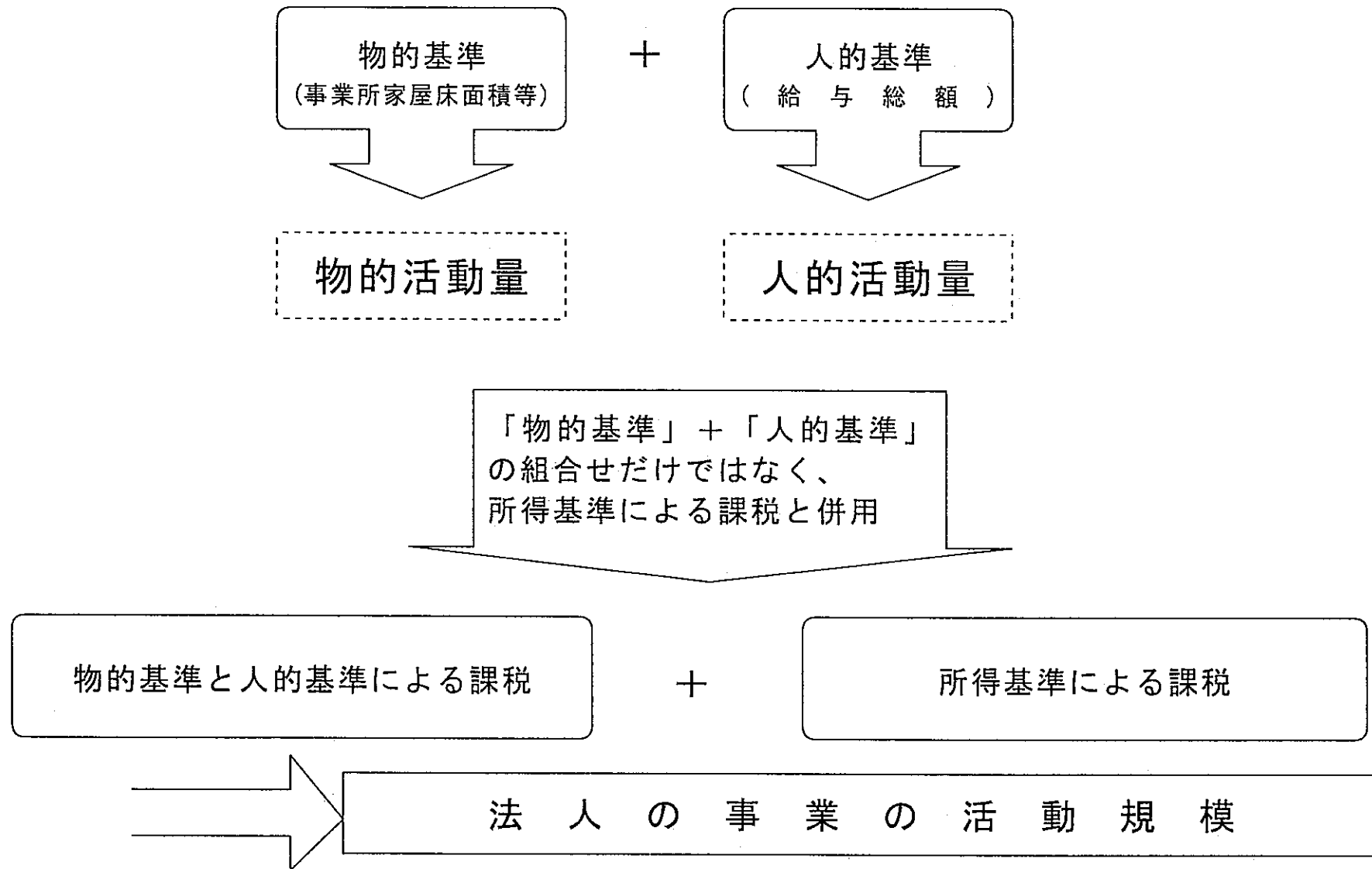
① 事業活動価値（仮称）



② 給与総額



③ 物的基準と人的基準の組合せ



④ 資本等の金額

資 本 等 の 金 額
(資本金＋資本積立金)

「資本等の金額」を直接課税標準とするのではなく、事務所数や従業員数を加味した上、所得基準や他の外形基準との組合せによる課税と併用

(例1)

資本等の金額	税 額
×××円未満	α円
×××円以上△△△円未満	β円
△△△円以上	γ円

×事務所数＋ 所得基準や他の外形基準による課税

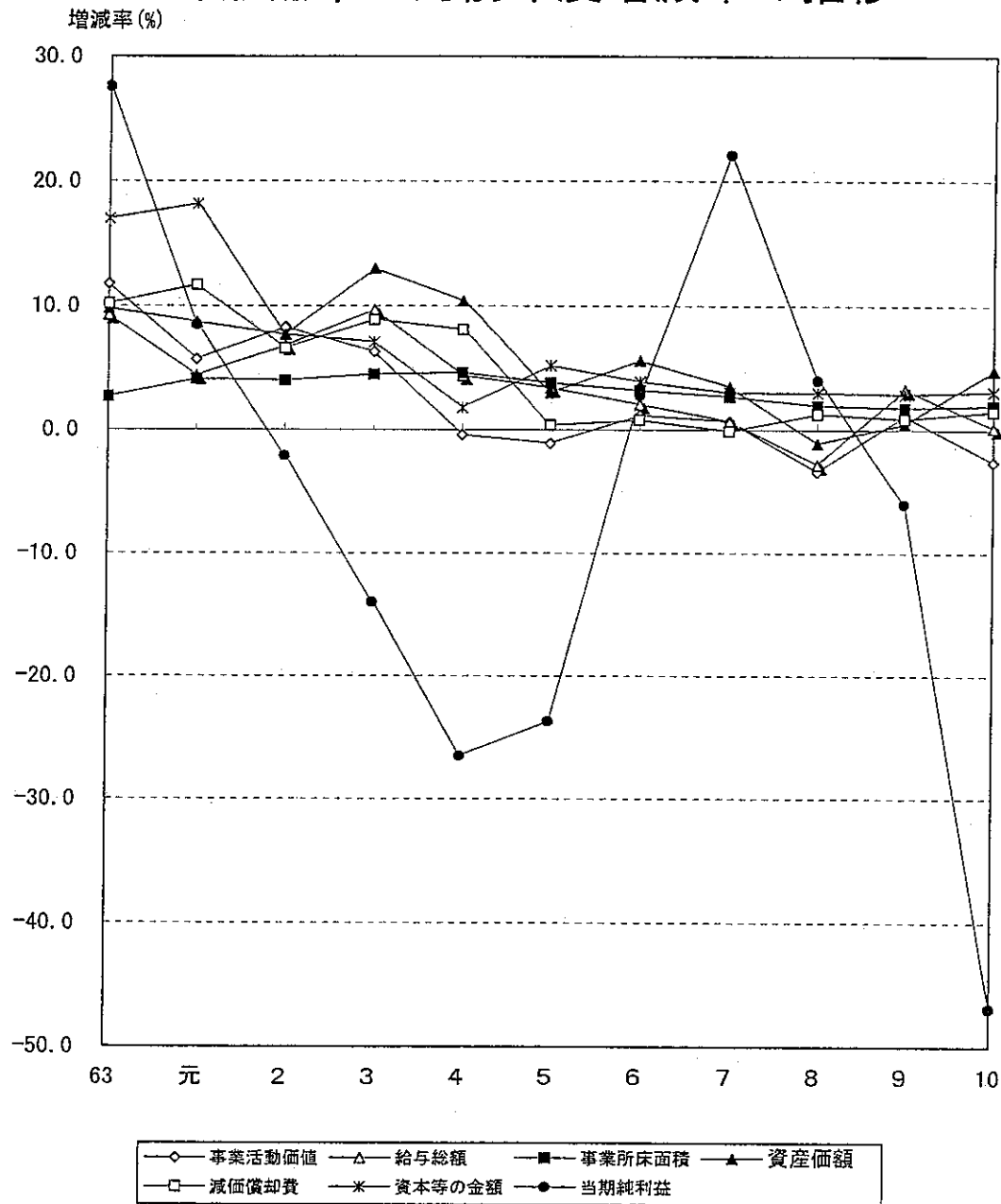
(例2)

	従業員数		
資本等の金額	×××人未満	×××人以上△△△人未満	△△△人以上
×××円未満	α ₁ 円	α ₂ 円	α ₃ 円
×××円以上△△△円未満	β ₁ 円	β ₂ 円	β ₃ 円
△△△円以上	γ ₁ 円	γ ₂ 円	γ ₃ 円

＋ 所得基準や他の外形基準による課税

法 人 の 事 業 の 活 動 規 模

外形基準の対前年度増減率の推移



(備考)

- 事業所床面積は、「固定資産の価格等の概要調査」(自治省調べ)により、その他は「法人企業統計年報」(大蔵省調べ)による。
- 各指標は、次のデータを用いた。
 - ① 事業活動価値………税引前当期純利益、役員給与、従業員給与、福利厚生費、支払利子・割引料及び不動産賃借料の合計額
 - ② 給与総額………役員給与、従業員給与及び福利厚生費の合計額
 - ③ 事業所床面積………法人が所有する家屋床面積の総数
 - ④ 資産価額………その他の有形固定資産(有形固定資産から土地及び建物仮勘定を除いたもの。)
 - ⑤ 減価償却費………減価償却費(特別減価償却費を除く。)
 - ⑥ 資本等の金額………資本金及び資本準備金の合計額
 - ⑦ 当期純利益………税引前当期純利益

各基準に係る課税ベース（全国総額）の状況

基 準	平成４年～８年度の平均値
所得(都道府県課税状況調による所得)	３６兆円程度
事業活動価値	２６９兆円程度
給与総額	１９６兆円程度
家屋床面積	１９億㎡程度
資産（家屋＋償却資産）価額	２９０兆円程度
減価償却費	３９兆円程度

（参考） 資本等の金額

１０５兆円程度

- （注） １．上記の表の各平均値には、家屋床面積以外のものについては、農林水産業及び鉱業に係るものは、除かれている。
- ２．所得については、「道府県税の課税状況等に関する調」（自治省）の平成４年度分から平成８年度分までの所得の平均値である。また、法人事業税のうち、収入金額課税の対象となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業を行う法人に係る所得は、含まれていない。
- ３．事業活動価値は、利潤＋給与＋利子＋賃借料とし、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値で、次の数値によった。
利潤＝税引前当期純利益、給与＝役員給与＋従業員給与＋福利厚生費、利子＝支払利息・割引料、賃借料＝動産・不動産賃借料として計算した。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ４．給与総額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、役員給与＋従業員給与＋福利厚生費の数値の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ５．家屋床面積は、法人が所有する家屋の床面積であり、「固定資産の価格等の概要調査」（自治省）に基づき、平成４年度から平成８年度までの平均値を計算した。
なお、この家屋床面積についてのみ、農林水産業及び鉱業に係るものが含まれている。
- ６．資産（家屋＋償却資産）価額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの、その他有形固定資産の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ７．減価償却費は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。
- ８．資本等の金額は、「法人企業統計年報」（大蔵省）の平成４年度から平成８年度までの資本金及び資本準備金の和の平均値である。また、金融保険業に係るものが含まれていない。

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

（平成11年12月16日
政府税制調査会）

二 平成12年度税制改正

2 法人課税

(5) 外形標準課税

（略）外形標準課税の導入は、地方公共団体の税収の安定化を通じて地方分権の推進に資するものです。また、応益課税としての税の性格の明確化につながるとともに、地方団体の提供する行政サービスによって受益を得ている法人が薄く広く税を分担することを通じて、税負担の公平化につながることとなります。さらに、経営努力等により利益のあがっている企業の事業税負担が相対的に軽減され、法人全体で薄く広く税負担を分かち合うことにつながることから、より多くの利益をあげることを目指した事業活動を促し、経済の活性化、経済構造改革にも資するものと考えます。

このように、外形標準課税の導入は、地方税のあり方として望ましい方向の改革であり、景気の状態等を踏まえつつ、できるだけ早期にその導入を図ることが望ましいと考えます。

そのため、望ましい外形基準として、小委員会報告に示された4つの類型（事業活動価値（仮称）、給与総額、物的基準と人的基準の組合せ、資本等の金額）を中心に、具体的な課税の仕組みや外形標準課税の導入に伴う税負担の変動、中小法人の取扱い、雇用への配慮、適切な経過措置など導入に当たっての諸課題等について、当調査会として、引き続き、導入に向けた具体的な検討を進めていくこととします。

また、このような具体的な検討を進めることを通じ、外形標準課税の導入に関して、都道府県や納税者である法人など関係者における活発な議論が行われ、国民の理解が一層深まるよう努める必要があると考えます。

連結納税制度に関する主要検討項目

[連結納税制度の導入の必要性]

- ・ 企業経営の実態
- ・ 商法等の改正
- ・ 企業会計の見直し

[連結納税制度の類型]

- ・ 連結納税制度の類型
- ・ 商法、企業会計との関係
- ・ 連結納税制度の対象法人
- ・ 連結グループの範囲

[納税義務、申告・納付等]

- ・ 納税義務者等
- ・ 申告
- ・ 納税額の分担方法
- ・ 適用要件
- ・ 事業年度
- ・ 会計方法
- ・ 青色申告要件
- ・ 帳簿の作成・保存等
- ・ 罰則の取扱い
- ・ 解散・合併

[連結課税所得の各種計算規定等]

- ・ 基本的仕組み
- ・ 単体課税を前提とした各種計算規定の取扱い
- ・ 内部取引に係る損益
- ・ 繰越欠損金等
- ・ 投資修正
- ・ 連結税額の計算
- ・ 加入・離脱の場合の課税関係の継続性

[租税回避行為の問題]

[税収減の問題]

[他の税との関連]

[地方税の問題]

平成12年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成11年12月16日
政府税制調査会〕

二 平成12年度税制改正

7 租税特別措置等の整理・合理化

- (2) 事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置についても、税負担の公平を図る観点から、その見直しを検討することが必要です。

地方法人課税における特定非営利活動法人（NPO法人）の課税の取扱い（比較）

項 目		公 益 法 人 等	人格のない社団等、 政党、地縁団体、 マンション管理組合	特定非営利活動法人 （NPO法人）
法人住民税（均等割）				
	課税・ 非課税の別	課税 ただし、地方税法に定める公 益法人等については、収益事業 を行わない限り非課税。	課税	課税
	標準税率	都道府県 年額 2万円 市 町 村 年額 5万円	都道府県 年額 2万円 市 町 村 年額 5万円	都道府県 年額 2万円 市 町 村 年額 5万円
法人住民税（法人税割）				
	課税対象	収益事業により生じた所得に係る法人税額		
	標準税率	都道府県 5 % 市 町 村 12.3 %		
法人事業税				
	課税対象	収益事業により生じた所得に限り法人事業税が課税		
	標準税率	所 得 の う ち 年400万円以下の金額 5 % 年400万円超800万円以下の金額 7.3 % 年800万円超の金額及び清算所得 9.6 %		

（備考）

1. 収益事業の範囲については、法人税の範囲と同一である。
2. 人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。（例）PTA、同窓会など
3. 地縁団体とは、市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。（例）自治会、町内会